



平成 28 年 6 月 21 日

各 位

本店所在地 東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号
会 社 名 株式会社アイレップ
代表者名 代表取締役社長 CEO 紺野 俊介
(東証第二部・コード 2132)
問 合 せ 先 取締役 CFO 管理本部長 永井 敦
電 話 番 号 03-3596-8700 (代)

臨時株主総会の開催及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日、取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）の開催並びに「株式移転計画承認の件」及び「定款一部変更の件」を本臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、平成 28 年 5 月 11 日に別途開示しております「デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム株式会社と株式会社アイレップとの共同持株会社設立（株式移転）による経営統合に関するお知らせ」にて公表いたしました、共同株式移転の方法による共同持株会社設立（以下、「本株式移転」といいます。）に伴うものであります。

記

1. 本臨時株主総会の日時・場所及び付議議案について

(1) 開催日時

平成 28 年 7 月 7 日（木曜日）午前 10 時

(2) 開催場所

東京都港区赤坂一丁目 12 番 33 号

ANA インターコンチネンタルホテル東京 地下 1 階 ギャラクシー

(3) 付議議案

第 1 号議案 株式移転計画承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

2. 定款一部変更について

(1) 定款変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第 124 条第 3 項の規定に基づき、現行定款第 12 条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転の承認に関する議案が承認され、本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は、本株式移転による共同持株会社 1 名となり、定時株主総会の基準日に関する

規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、この変更に伴い現行定款第13条以下の各条項を1条ずつ繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案が原案どおりに承認されること、並びに平成28年9月30日の前日までに株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成28年9月30日にその効力を生じるものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<u>第12条 (定時株主総会の基準日)</u> <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。</u>	(削除)
第13条～第47条 (条文省略)	第12条～第46条 (現行どおり)

(3) 定款変更の日程

取締役会決議 平成28年6月21日 (火曜日)

本臨時株主総会開催日 平成28年7月7日 (木曜日)

定款変更の効力発生日 平成28年9月30日 (金曜日)

(4) その他

平成28年9月期 (平成27年10月1日から平成28年9月30日まで) の剰余金の配当 (期末配当) につきましては、現行定款第45条第1項 (本定款変更後の第44条第1項) に従い、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者の皆様に対し、当社からお支払いする予定であります。

以上